

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出 (2件)	(市町村振興課) 1
○国土調査の成果の認証	(用地対策課) 1
○道路の区域変更 (3件)	(道路課) 1
○道路の供用開始	( " ) 2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園下水道課) 2
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	(5・18掲示) 2
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 2
○換地処分の届出 (四万十市) (2件) ( " )	3
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体異動の届出	3
○政治団体解散の届出	3
○資金管理団体異動の届出	3

## 告 示

### 高知県告示第325号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により、四万十市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成23年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変更前			変更後	
大字	字	地番区域	大字	字
西土佐津賀	ナカダバ	256の4、257の2、259の2、262の1	西土佐津賀	野中

	270、271	松カナロ
野中	327の2、328の2、328の3、329の1、329の2、330から332まで	ニイヤ
ヲモヤ	468の5、469の7、439の1に隣接する水路である市有地の全部	石神ノ前
石仏	626の29、626の30	コブキ

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含むものとする。  
2 上記地番は、平成23年1月12日現在の登記簿による。

### 高知県告示第326号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により、四万十市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成23年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変更前			変更後	
大字	字	地番区域	大字	字
西土佐橋	神畑	211、212、213の1、213の2、214から220まで	西土佐橋	仲ヤシキ

備考 1 この表に表示されている区域に隣接する水路である市有地の全部を含むものとする。  
2 上記地番は、平成21年12月25日現在の登記簿による。

### 高知県告示第327号

南国市亀岩及び滝本の各一部地区、安芸郡東洋町生見、河内及び白浜の各一部地区、安芸郡馬路村馬路の一部地区、高岡郡佐川町西山、古畑及び川ノ内組の各一部地区並びに高岡郡日高村沖名の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
  - 南国市
  - 東洋町
  - 馬路村
  - 佐川町
  - 日高村
- 調査を行った地域及び時期
  - 南国市亀岩及び滝本の各一部  
平成21年度及び平成22年度
  - 安芸郡東洋町生見、河内及び白浜の各一部  
平成19年度から平成21年度まで
  - 安芸郡馬路村馬路の一部  
平成20年度から平成22年度まで
  - 高岡郡佐川町西山、古畑及び川ノ内組の各一部  
平成21年度及び平成22年度
  - 高岡郡日高村沖名の一部  
平成20年度及び平成21年度
- 成果の名称
  - 南国市地籍図及び地籍簿
  - 東洋町地籍図及び地籍簿
  - 馬路村地籍図及び地籍簿
  - 佐川町地籍図及び地籍簿
  - 日高村地籍図及び地籍簿
- 認証年月日  
平成23年5月27日

### 高知県告示第328号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 宿毛宗呂下川口
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小筑紫町石原字黒岩1867番2から宿毛市小筑紫町石原	前	6.6 }	1,290
		6.6	

字黒岩1867番1まで	後	37.6	1,290
-------------	---	------	-------

高知県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成23年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成23年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知春野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市神田字シルタニ2414番18から 高知市神田字花ノ水2398番7まで	前	5.9 37.6	207
	後	12.1 28.7	207

高知県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成23年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成23年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 家俊岩戸真幸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市波介字榎ノ本4762番1から 土佐市波介字榎ノ本4758番2まで	前	9.5 24.0	135
	後	9.5 37.6	135

		38.0	
--	--	------	--

高知県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、平成23年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成23年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥の谷日比原
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町清水下分字サガヤブ300番1から 吾川郡いの町清水下分字ニッチ1991番1まで	35	平成23年5月27日

高知県告示第332号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。  
 平成23年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称  
高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和45年6月高知県告示第267号高知広域都市計画下水道事業（高知市公共下水道）
- 3 事業施行期間  
昭和45年6月2日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地  
（1）収用の部分  
変更なし  
（2）使用の部分  
平成21年10月高知県告示第643号の事業地に高知市長浜蒔絵台一丁目、長浜蒔絵台二丁目並びに長浜字カヤモチ、字カミスキ、字カミスキ山及び字中沢を加える。

-----  
 公 告  
 -----

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年5月18日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年5月18日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年5月18日	特定非営利活動法人 絆・ふれあい高知	天野 守章	高知市塚ノ原75番地4	この法人は、高齢者、障害者等、社会的弱者と言われる人たちの孤立化を防ぎ、生き甲斐を感じ、安心して生活できるまちづくり、及び介護予防のための生活支援の推進をはかるとともに、ボランティアの育成、子育て世代への支援を行い、他世代交流を促進させ、共に支え合う地域コミュニティの構築を目指した事業を行い、もって公益の推進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北川村南部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出があった。

平成23年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
監事	田村 龍雄	安芸郡北川村野友甲722
(就任)		
理事	小松 保	安芸郡北川村野友甲998-1

監事 瀧渦三都夫 〃 〃 〃 甲766-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、四万十市から西土佐中央地区（津賀換地区）の換地処分を平成23年5月6日に行った旨の届出があった。

平成23年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、四万十市から西土佐中央地区（橘換地区）の換地処分を平成23年5月6日に行った旨の届出があった。

平成23年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成23年5月27日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	高知県医師連盟	異動なし	松岡 鍊三	異動なし	平23・4・1
異動後			猿田 隆夫		
異動前	式地えいしろう後援会	和田 隆裕	異動なし	土佐郡土佐町宮古野22-1	平23・4・6
異動後				川井 正広	

異動前	日本薬業政治連盟高知県支部	武市 英樹	曾我部 芳文	高知市高須一丁目15-5	平23・4・7
異動後		田口 忠行	中澤 栄一郎	高知市槇橋通五丁目1番57号	
異動前	弘田兼一後援会	魚沢 清志	異動なし	異動なし	平23・4・27
異動後		宇賀 俊六			
異動前	岡崎くに子後援会	異動なし	異動なし	高知市愛宕山39-7	平23・4・28
異動後				高知市加賀野井二丁目6の3	
異動前	田鍋剛後援会	異動なし	異動なし	高知市介良乙2941番地	平23・4・28
異動後				高知市介良乙3257番地16	
異動前	田鍋剛をかこむ会	異動なし	異動なし	高知市介良乙2941番地	平23・4・28
異動後				高知市大津乙3257番地16	

高知県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成23年5月27日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
原心一後援会	香美市土佐山田町古町1683-2	原 心一	解散	平23・4・1
田頭文吾郎後援会	四万十市中村丸の内1707-41	山下 二男	解散	平23・4・4
岡林幹造後援会	土佐清水市宗呂丙2059	安井 清二	解散	平23・4・5
香美市住みよい暮らしを考える女子会	香美市土佐山田町楠目36-18	小松 眞理	解散	平23・4・26

高知県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成23年5月27日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	澤田 幸子	南国市長	より良い南国市の会	異動なし	平23・4・1
異動後		市議会議員			
異動前	田鍋 剛	異動なし	田鍋剛をかこむ会	高知市介良乙2941番地	平23・4・28
異動後				高知市介良乙3257	

				番地16	
--	--	--	--	------	--